別　紙

【県発注建設工事、資格停止の運用状況等について】

Ｑ：談合情報の取り扱いについてであるが、談合の有無について業者への事情聴取を行い、当然のことながら全業者が談合の事実を否定すると思われる。全業者が否定しているのに、平成１７年度においても、８件の談合情報に対して、７件が再度入札を行なっているが、どのような判断に基づき行なっているのか？

Ａ：県の「談合情報対応マニュアル」において、外部委員からなる入札制度運営調査委員会において談合の有無について審議・判断いただく。他県の多くでは、業者への事情聴取等の結果、談合の事実が確認出来ない場合は、ほとんどの場合において、最低価格入札者と契約している状況であるが、本県では、事実が確認できない場合においても、最低価格入札者と契約しないのが妥当であると判断されれば、契約を取りやめることになる。また、入札制度運営調査委員会での審議内容については、議事録も含めて、公正取引委員会に送付し、必要に応じて調査いただくこととしている。

【抽出事案に関する質疑応答】

１　公共水質改善下水道事業水処理施設電気設備工事（各務原市前渡西町地内）

Ｑ：落札業者のみが低い入札率となっているが、低かった原因として何が考えられるか？

Ａ：落札した２者ＪＶのうちの１者は、本社が長崎県で、主に九州地区で下水道プラント工事の実績があり、今回は中部地区への実績拡大のため、どうしても受注したいとの意図から、今回のような低い入札率になったと低入札価格調査において確認している。

Ｑ：一般競争入札で、４者の入札参加者というのは、少ないように思われるが？

Ａ：一般的に、下水道プラント関連工事は、一般土木工事に比べ、専門的な技術や知識が要求され、入札参加資格においても同種・同規模の施工実績を要件としている。今回はなるべく多くの企業が参加できるよう実績要件の緩和も行なったが、結果としては４者の応札参加者しかなかった経緯がある。

２　公共地方道路交付金事業工事（美濃市松森地内）

Ｑ：２０者のうち、６者が辞退しているが、業者の辞退理由は把握しているか？

Ａ：辞退理由は把握していないが、「入札執行通知書」においては、「見積もった予定価格を超える場合は、入札を辞退すること」と記載しており、この内容に沿って業者が辞退したと思われる。

Ｑ：２０者を指名選定していながら、６者が辞退し、１４者での応札となっているが、県としては辞退者が多い場合の入札執行に対する対策が必要ではないか？

Ａ：指名する県側としては、県の発注する工事の手持ち状況等を十分加味した上で、指名選定を行なうが、指名される業者側にとっては、民間や市町村等が発注する工事も抱えており、技術者を配置できない状況もあることから、県としても極力指名選定段階において、業者の手持ち工事について情報収集を行なったうえで、指名選定を行なう必要があると考える。辞退者がいた場合の入札執行基準は設けていないことから、今回のケースも２０者のうちの６者が辞退し、１４者での応札となったが、一定の競争性は確保されていると認識している。

Ｑ：今回のケースでは、辞退者のすべてが管外の業者であったそうだが、管外の業者では、自社から施工現場までが遠く、施工しても利益が見込めないと判断した結果での辞退とも考えられるが？
Ａ：やはり自社から施工現場までが遠い場合は、重機の運搬等に時間や経費を要し、施工現場まで近い業者と比較して割高となり、管外の業者が不利になることはあると思われる。

３　経営体育成基盤整備事業工事（安八郡輪之内町藻池新田他地内）

Ｑ：２０者のうち、１０者が辞退しているが、業者の辞退理由は把握しているか？
Ａ：業者に対して辞退理由は確認しないこととしており、「入札執行通知書」において、「見積もった予定価格を超える場合は、入札を辞退すること」と記載しており、今回の辞退者の多くががこの状況であったと思われる。

Ｑ：指名選定業者が、積算見積りを行い、予定価格を上回った結果、辞退したのではないかということではあったが、そもそも予定価格の設定に無理があったのではないかと思われるが？
Ａ：本県では、それぞれの地域条件等を加味して、標準的な積算体系に基づいて予定価格を算出しており、予定価格の設定に問題はない。

Ｑ：辞退者の割合は、発注する時期によって何か傾向はあるのか？
Ａ：当事務所における平成１７年度の入札執行状況を確認してみたが、年度当初においては辞退者が少ないが、年度後半になるほど辞退者が多くなる傾向があり、おそらく手持ち工事等の関係で辞退者が増えるのではないかと思われる。

Ｑ：先ほどの案件も今回の案件も施工現場に近い地元業者が落札しており、落札する業者の地域性が関係している状況も踏まえて、県が無理をして２０者の指名選定を行なっているということであれば、今回の辞退者が多い状況を捉えて、指名選定業者数の見直しを検討してはどうか？
Ａ：県としても入札制度改革の一環として、主に談合防止の観点から全国的に多い指名業者数としてきた経緯もあるが、状況を捉えて、見直しの検討材料にしていきたいと考える。

Ｑ：県としては、辞退者の辞退理由を把握することは適当ではないかもしれないが、理由が把握できると今後の参考にもなると思われる。
Ａ：今回の意見を踏まえて、検討していきたいと考える。

４　加茂高普通教室棟改修・耐震補強機械設備工事（美濃加茂市本郷町地内）

Ｑ：今回の案件は、低入札価格調査対象工事であり、落札者はどうしても受注したかったとのことであるが、基準価格を下回った他の２者も同様の状況であったのか？
Ａ：その他の２者についても同様ではないかと思われるが、詳細は把握していない。落札業者については、今回の受注で県の格付等級を上げたいという意図により、今回のような低い入札率になったと低入札価格調査において確認している。

Ｑ：一時的及び時期的には、赤字になるかもしれないが、会社の戦略として受注したいということの結果なのでしょうが、実際は赤字になったりしていないか？
Ａ：業者への聞き取りの状況では、利益がでるか出ないかの入札率であったと聞いている。

５　組織改正に伴う電話工事（岐阜市藪田南地内）

Ｑ：１者のみの随意契約の場合においては、予定価格はどのように設定するのか？
Ａ：今回のケースは、１者のみの見積もりに基づき算出することになるが、単価等の設定が困難な部分については見積りを聴取し、それを参考にしながら、県の積算基準等により積算を行い、予定価格を設定している。

Ｑ：組織改正に伴う工事として、同じ時期に発注した電気工事も随意契約となっているが、今回の案件と同様の随意契約理由なのか？
Ａ：その電気工事については、当初は競争入札を行なったが、年度末の厳しい工期設定であること等から施工条件が厳しかったようで、全業者が入札を辞退した結果として随意契約となった経緯がある。

Ｑ：県の発注工事においては、随意契約の件数は減ってきているのか？
Ａ：予定価格が２５０万円以下の建設工事は、随意契約ができるが、昨年９月に入札制度改革の一環として、競争入札を拡大するため、基盤整備部内においては、予定価格の５０万円以上で指名競争入札を行なうよう拡大したため、随意契約の件数は減ってきている。

【低入札価格調査に関する報告について】

Ｑ：「電気」「建築一式」「管」「電気通信」の４工種は低入札価調査の発生率が高い傾向があることは分かったが、実際の低入札率工事においては、どこかの部分でコストを下げているわけであるが、例えば材料の品質を落としてコストを下げている場合もあるかもしれない。やはり県としても施工途中における入念な検査等を行なってもらいたいが、実際にコストを下げているのは、どの部分なのか？
Ａ：発生率の高い「電気」などの４工種は建築系の工事であり、反対に発生率の低い「土木一式」や「ほ装」などは土木系の工事である。建築系と土木系の単価等の積算体系が異なっていることも、発生率に差が出る原因と思われる。